

建設工事契約必要書類一覧

建設工事の契約に当たっては、30万円以上の契約金額の際には建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づき、契約を締結します。

約款に基づき、次の書類も必要となります。

契約金額

必要書類	必要部数	契約金額		備考	根拠
		130万以上	30~130万		
契約書(約款と一緒に製本)	2	○	○	押印、割印、印紙	約款第1条
着工通知書	2	○	○		
工程表	2	○	○		約款第3条
契約保証証書	1	○		備考1	約款第4条
現場代理人等指定(変更)通知書	2	○	○		約款第11条
仲裁合意書	2	○	○		約款第62条
下請計画報告書	2	○			約款第7条
下請業者一覧表	2	○		下請をする場合提出	約款第8条
建設業退職金共済組合掛金収納書届 又は 未提出理由書	1	○		個人事業主は不要。	
解体工事に要する費用等調書	2	○	○	解体ある場合提出	
☆ 以下は提出の必要を求めないが、求めた場合に提出できるように用意しておくこと					
請負代金内訳書	1	○	○		約款第3条
施工体系図	2				
施工体系台帳	2				

備考

1 契約保証金については税込工事価格の10%以上とする。

有価証券・現金・定期預金等又は銀行若しくは民間の保証会社より発行なる保証書を町に預託するものとする。